

# 公立病院経営強化プランについて

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号 : 043-223-2457 メール : [chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp)



**提出のあった千葉県がんセンター、千葉県総合救急災害医療センター及び千葉県こども病院の「公立病院経営強化プラン」について、地域医療構想と整合的であるか、御協議いただきたい。**



国

## R4.3.24 「地域医療構想の進め方について」

- ・ 病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を**具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議**において協議。

国

## R4.3.29 「公立病院経営強化の推進について（通知）」

- ・ 国において「公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、公立病院に対し経営強化プランを令和5年度末までに策定するように要請。

国

## R5.2.16 「公立病院経営強化プランの総務省への提出等について」

- ・ 経営強化プランの総務省への提出方法等について通知。

県市町村課

## R5.3.13 「公立病院経営強化プランの総務省への提出等について（通知）」

県医療整備課

## R5.4.14 「地域医療構想調整会議における「公立病院経営強化プラン」の協議について（依頼）」

- ・ 調整会議における協議方法や協議時期等について整理し、通知。
- ⇒令和5年度中に調整会議で協議をしていただく（今回含め、3回開催予定）

# R4.3.29付け「公立病院経営強化の推進について（通知）」



## 「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

### 第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多い**のが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し**、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

### 第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

#### 公立病院経営強化プランの内容

#### (1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

#### (2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

#### (3) 経営形態の見直し

#### (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

#### (5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

#### (6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

### 第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

### 第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

### 第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。



## 「地域医療構想の進め方について」

令和4年3月24日付け 医政発0324第6号（厚生労働省医政局長 → 都道府県知事）

- 公立病院については、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

## 「公立病院経営強化の推進について」

令和4年3月29日付け総財準第72号（総務省自治財政局長→都道府県知事 等）

- 経営強化プランは、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知）により、当該公立病院の地域医療構想に係る具体的対応方針として位置付けることとされていることも踏まえ、地域医療構想と整合的であることが求められる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、個々の公立病院が地域医療構想等を踏まえて、地域において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化することが重要である。
- 当該公立病院の将来の病床機能のあり方は、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の必要病床数と整合性のとれた形でなければならない。このため、地域医療構想における推計年である令和7年（2025年）及び経営強化プランの対象期間の最終年度における当該公立病院の機能ごとの病床数や、病床機能の見直しを行う場合はその概要を記載する。
- 既存施設の長寿命化等の対策を適切に講じた上で、なお新設・建替等が必要となる場合には、地域医療構想等との整合性を図った当該公立病院の役割・機能や規模等を記載する。



## 千葉

- ◎ 千葉県がんセンター
- ◎ 千葉県総合救急災害医療センター
- ◎ 千葉県こども病院
  - ・ 千葉市立青葉病院（協議済）
  - ・ 千葉市立海浜病院（協議済）

## 東葛南部

- ◎ 船橋市立医療センター

## 東葛北部

- ◎ 松戸市立総合医療センター
- ◎ 柏市立柏病院

## 香取海匝

- ◎ 千葉県立佐原病院
- ◎ 銚子市立病院
- ◎ 国保匝瑳市民病院
- ◎ 香取おみがわ医療センター
  - ・ 国保多古中央病院（協議済）
  - ・ 東庄町国民健康保険東庄病院（協議済）
- ◎ 総合病院国保旭中央病院

## 山武長生夷隅

- ◎ 大網白里市立国保大網病院
- ◎ 東陽病院
- ◎ さんむ医療センター
  - ・ 東千葉メディカルセンター（協議済）
  - ・ いすみ医療センター（協議済）
- ◎ 公立長生病院

## 安房

- ◎ 鴨川市立国保病院
- ◎ 南房総市立富山国保病院
- ◎ 鋸南町国民健康保険鋸南病院

## 君津

- ・ 国保直営総合病院君津中央病院（協議済）
- ・ 国保直営君津中央病院大佐和分院（協議済）

## 市原

- ◎ 千葉県循環器病センター

※◎印の公立病院について、該当圏域で協議を実施



- 以下の3医療機関から「公立病院経営強化プランの概要」の提出がありました。
- 公立病院経営強化プランについては、「具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する」とされているため、下記の病院について、御協議をお願いいたします。

①千葉県がんセンター

②千葉県総合救急災害医療センター

③千葉県こども病院

公立病院経営強化プラン(当該病院の果たすべき役割・機能等)の概要

別添様式1

施設名	千葉県がんセンター												
所在地	千葉市中央区仁戸名町666-2												
許可病床数 (床)		一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計						
	開設許可	450					450						
	使用許可	450					450						
機能別病床数(床)		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計						
	R4.7.1時点※1		355	53		42	450						
	R7年	16	381	53			450						
	R_年見込み※2						0						
※1 令和4年7月1日現在の機能別病床数を記載。 ※2 R8年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													
2025年以降において担う役割		がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅	その他
	R4.7.1時点※1	○									○		
	R7年	○									○		
	R_年見込み※2												
	その他の内訳及び補足等												
※1 令和4年7月1日現在の担っている役割を記載。 ※2 R8年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													
地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能	<p>がんセンターは千葉県保健医療計画において、千葉県全域や複数の2次医療圏を対象とする医療提供の役割を担っています。引き続き、大学病院や地域の中核病院等と役割分担しながら、2次医療圏内では対応できない医療の最後の砦としての役割を担うとともに、千葉県全域を対象とした高度専門の見地からの地域医療を支援していきます。</p> <p>がん医療は、高齢化の進展等により今後も需要増加が見込まれるため、高度専門医療への対応など、県内完結型医療を提供するための診療基盤の確保が求められています。</p> <p>がんセンターは、平成18年に都道府県がん診療連携拠点病院、令和元年に県内唯一のがんゲノム医療拠点病院の指定を受けたほか、施設面では令和2年に新病棟を開設し、病床数を450床に増床するなど、県内がん医療において重要な役割を担っています。引き続き高度専門医療の提供と、循環器疾患や糖尿病などの合併症を有する患者への対応や緩和ケア等の多様化する医療ニーズに対応していきます。</p> <p>また、新たな医薬品や医療機器を用いた先進的な診断手法・予防手法の開発、がん医療水準の均てん化を図るための専門医の育成、がん発生メカニズムや転移の抑制等の基礎研究、ゲノム解析による早期診断・予防への応用、治療法開発など、基礎的な研究成果を臨床へ応用するための研究を推進していきます。</p>												
※経営強化プランの記載内容を記入													
地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	<p>医療・介護需要が最大化する2025年を見据えて、厚生労働省は、高齢者が住み慣れた地域で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。</p> <p>地域包括ケアシステムは、その構築主体である自治体を中心となって、地域における共通の目標を設定し、住まい・医療・介護・予防・生活支援を担う関係者間で共有し、その達成に向けた活動を継続的に改善していく取組(地域マネジメント)を通じて構築されるものです。医療機関においては、地域包括ケアシステムの確立に向けて、①病床機能の明確化、②後方機関への転院や在宅復帰に向けたシームレスな連携促進が求められています。</p>												
※経営強化プランの記載内容を記入													
機能分化・連携強化の取組	<p>がんセンターは、都道府県がん診療連携拠点病院及び県内で唯一のがんゲノム医療拠点病院に指定されており、千葉県のがん医療の中核として、がんの高度専門的な医療拠点としての役割を果たしています。</p> <p>また、地域がん診療連携拠点病院等の地域中核病院とかかりつけ医との機能連携・分化など、県内がん拠点病院の連携の中心的な役割を担うとともに、研修会やがん診療連携協議会での情報共有などを通じて、県内がん診療の均てん化に貢献しています。</p> <p>令和5年8月には紹介受診重点医療機関となり、さらに診療機能を明確化したところであり、引き続き、がん医療の中心的機関としてまた、他の医療機関で対応が困難な希少がんなどへの対応やがん医療のモデルとなる先進的な取組を行うなど、最新のがん医療に質・量ともに適切に対応していきます。</p>												
※経営強化プランの記載内容を記入													
医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標	別紙のとおり												
※経営強化プランの記載内容を記入													
住民理解のための取組	<p>県立病院は、県民及び地域住民への良質な医療サービスの提供のために、医療の安全・安心を最優先としたインフォームド・コンセントの徹底、医療従事者の育成など、医療水準の向上と患者サービスの一層の充実を図ります。</p> <p>また、地域住民を対象とした公開講座やホームページ等を活用し、県立病院の役割及び医療情報の地域住民への啓発と、医療安全に係る積極的な情報公開に努めます。</p>												
※経営強化プランの記載内容を記入													

○協議・合意済の「具体的対応方針」に変更がある場合は、別添様式2にも記載ください。

○記載欄が不足する場合は、記載欄を拡大するか、必要に応じて別紙資料(任意)を添付ください。

【がんセンター】（改革プラン改定案の p. 135 より抜粋）

iii 医療機能等指標に係る数値目標

テーマ	医療機能指標・具体的な取組			R2	R3	R4	R5	R6
	中項目	小項目	単位	実績	目標	目標	目標	目標
果たすべき役割を踏まえた機能強化	1 高度専門的な医療	1 内視鏡下手術件数	件	722	743	898	971	976
		2 分子標的薬適応件数	件	1,321	1,403	1,492	1,563	1,566
		3 主要医療機器の中長期的なROI	%	18.6	25.5	26.0	26.5	27.0
		4 IMRT施行症例数	件	4,160	5,300	5,550	5,800	6,050
		5 総手術件数	件	5,027	5,052	6,106	6,608	6,643
	2 がん登録の精度向上	6 DCO率の減少	%	1.67	1.60	1.55	1.51	1.48
	3 治験の推進	7 年間治験実施件数	件	91	94	96	98	100
	4 在宅復帰に向けたサポート	8 在宅復帰率	%	98.4	97.9	97.9	97.9	97.9
地域との連携強化	5 地域医療連携バスの推進	9 地域医療連携バス種類数	種	37	37	37	37	37
		10 地域医療連携バス適用数	件	988	1,000	1,000	1,100	1,100
	6 地域医療機関との連携強化	11 地域医療機関への訪問回数(診療科別)	件	11	50	50	50	50
医療従事者の確保・育成	7 専門・認定看護師資格取得の促進	12 専門・認定看護師有資格者割合	%	4.9	4.7	5.0	5.2	5.5
	8 臨床研修医の確保・育成	13 臨床研修医の受入人数	人	13	12	12	12	12
医療安全管理の徹底	9 安全管理の徹底	14 100床あたりIA総報告件数	件	927	950	1,000	1,050	1,100
		15 100床あたりレベル3b以上発生件数	件	14.8	14.5	14.3	14.0	13.8
		16 医療安全文化調査偏差値	—	53.4	—	54.0	—	55.0
患者サービスの向上	10 患者満足度の向上	17 患者満足度(入院)	点	—(※)	60	前年度実績+5点	前年度実績+5点	前年度実績+5点
		18 患者満足度(外来)	点	—(※)	60	前年度実績+5点	前年度実績+5点	前年度実績+5点

※令和3年度に調査を刷新したため、比較対象としない。

公立病院経営強化プラン(当該病院の果たすべき役割・機能等)の概要

別添様式1

施設名	千葉県総合救急災害医療センター												
所在地	千葉市美浜区豊砂6-1												
許可病床数(床)		一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計						
	開設許可	100		50			150						
	使用許可	100		50			150						
機能別病床数(床)		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計						
	R4.7.1時点※1						0						
	R7年	32	68				100						
	R_年見込み※2						0						
※1 令和4年7月1日現在の機能別病床数を記載。 ※2 R8年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													
2025年以降において担う役割		がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅	その他
	R4.7.1時点※1												
	R7年		○	○		○	○	○			○		
	R_年見込み※2												
その他の内訳及び補足等													
※1 令和4年7月1日現在の担っている役割を記載。 ※2 R8年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													
地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能	<p>総合救急災害医療センター(救急医療センター、精神科医療センター)は千葉県保健医療計画において、千葉県全域や複数の2次医療圏域を対象とする医療提供の役割を担っています。</p> <p>引き続き、大学病院や地域の中核病院等と役割分担しながら、2次医療圏域内では 対応できない医療の最後の砦としての役割を担うとともに、千葉県全域を対象とした高度専門的見地からの地域医療を支援していきます。</p> <p>救急医療センターは県内唯一の高度救命救急センターとして、他の救急医療機関での対応が困難な広範囲熱傷や指肢切断をはじめ、脳卒中、大動脈疾患、重症多発外傷などの重症救急患者の診療を行っており、他の救急医療機関で受入れができない場合の受け皿としての機能も担っています。</p> <p>また、精神科医療センターは行政機関が行う精神科救急情報センターと連携して、精神科救急患者の受け入れとコーディネートを行い、精神科救急医療システムの中核を担っています。</p> <p>この2病院は令和5年11月から「千葉県総合救急災害医療センター」に統合され、一般診療科では対応困難な身体・精神科合併救急患者への対応や、大規模災害発生時における身体・精神両面に亘る包括的な災害医療対応を行う災害拠点病院として、迅速かつ適切な医療を提供するなど、救急及び災害医療における中核としての役割・機能を担うことにより、引き続き本県の「高次救急医療」「精神科救急医療」という政策医療を牽引しています。</p>												
※経営強化プランの記載内容を記入													
地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	<p>医療・介護需要が最大化する2025年を見据えて、厚生労働省は、高齢者が住み慣れた地域で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。</p> <p>地域包括ケアシステムは、その構築主体である自治体を中心となって、地域における共通の目標を設定し、住まい・医療・介護・予防・生活支援を担う関係者間で共有し、その達成に向けた活動を継続的に改善していく取組(地域マネジメント)を通じて構築されるものです。医療機関においては、地域包括ケアシステムの確立に向けて、①病床機能の明確化、②後方機関への転院や在宅復帰に向けたシームレスな連携促進が求められています。</p>												
※経営強化プランの記載内容を記入													
機能分化・連携強化の取組	<p>高度救命救急センターである救急医療センターと、精神科救急システムの中核を担う精神科医療センターを一体的に整備した、総合救急災害医療センターでは、高度急性期医療と精神科救急の機能を併せ持つ病院として、病院機能の更なる強化を目指します。</p> <p>関係機関等との連携として、高度急性期医療については、千葉大学医学部附属病院や地域の2次救急医療機関、精神科医療については同一施設内に整備した千葉県精神保健福祉センターとの連携や役割分担を図り、迅速かつ円滑な医療の提供を行います。</p>												
※経営強化プランの記載内容を記入													
医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標	別紙のとおり												
※経営強化プランの記載内容を記入													
住民理解のための取組	<p>県立病院は、県民及び地域住民への良質な医療サービスの提供のために、医療の安全・安心を最優先としたインフォームド・コンセントの徹底、医療従事者の育成など、医療水準の向上と患者サービスの一層の充実を図ります。</p> <p>また、地域住民を対象とした公開講座やホームページ等を活用し、県立病院の役割及び医療情報の地域住民への啓発と、医療安全に係る積極的な情報公開に努めます。</p>												
※経営強化プランの記載内容を記入													

○協議・合意済の「具体的対応方針」に変更がある場合は、別添様式2にも記載ください。

○記載欄が不足する場合は、記載欄を拡大するか、必要に応じて別紙資料(任意)を添付ください。

【総合救急災害医療センター】(改革プラン改定案の p. 159 より抜粋)

iii 医療機能等指標に係る数値目標

テーマ	医療機能指標・具体的な取組				R6
	中項目	小項目	単位	目標	
果たすべき役割を踏まえた機能強化	1	救急患者受入件数の増加	1 救急患者受入数	人	2,800
	2	心肺停止で救急搬入された患者の救命率	2 心肺停止で救急搬入された患者数	人	200
			3 心肺停止で救急搬入された患者数患者の生存退院患者数・割合	人	30
	3	重症患者の受入 (受入当日の緊急手術件数)	4 急性心筋梗塞	件	180
			5 脳梗塞急性期	件	155
			6 重症外傷	件	200
			7 総手術件数	件	3,000
	4	精神疾患・認知症患者の身体的救急への対応	8 精神科リエゾン活動件数	件	925
			9 認知症ケア活動件数	件	5
	5	精神科救急機能	10 電話相談件数	件	24,000
			11 救急患者受入数	人	550
			12 入院患者急性期比率	%	85.0
	6	クリティカルバスの推進	13 クリティカルバス算定数	件	300
	7	心理教育の推進	14 心理教育の参加者数	人	500
	8	アウトリーチの推進	15 患者訪問件数(指導料算定)	件	1,200
	9	災害対策の強化	16 災害研修派遣人数	人	5
地域との連携強化	10	地域医療連携バス(脳卒中)の推進	17 地域医療連携バス適用数	件	115
	11	地域完結型医療の達成	18 在宅復帰率	%	82.0
	12	精神科救急情報センター機能	19 新規電話相談件数	件	8,000
	13	地域医療機関との協議の推進	20 関連会議開催件数	件	130
医療従事者の確保・育成	14	専門・認定看護師資格取得の促進	21 資格者の割合(救急分)	%	6.1
			22 専門・認定看護師有資格者割合(精神分)	%	10.0
	15	臨床研修医の確保	23 臨床研修医	人	20
			24 後期臨床研修医(救急科)	人	6
	16	災害拠点病院としての体制強化	25 DMAT登録隊員数	人	32
			26 災害対策訓練等実施回数	件	4
17	精神科専門医の指導医の確保	27 指導医数	人	6	
医療安全管理の徹底	18	安全管理の徹底	28 IA総報告件数	件	2,950
			29 レベル3b以上発生件数	件	4
患者サービスの向上	19	患者満足度の向上	30 患者満足度(入院)	点	前年度実績 + 5点
			31 患者満足度(外来)	点	前年度実績 + 5点

公立病院経営強化プラン(当該病院の果たすべき役割・機能等)の概要

別添様式1

施設名	千葉県こども病院												
所在地	千葉市緑区辺田町579-1												
許可病床数 (床)		一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計						
	開設許可	218					218						
	使用許可	218					218						
機能別病床数(床)		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計						
	R4.7.1時点※1	33	171			14	218						
	R7年	33	185			0	218						
	R_年見込み※2						0						
※1 令和4年7月1日現在の機能別病床数を記載。 ※2 R8年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													
2025年以降において担う役割		がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅	その他
	R4.7.1時点※1	○		○	○	○	○		○	○	○	○	
	R7年	○		○	○	○	○		○	○	○	○	
	R_年見込み※2												
その他の内訳及び補足等													
※1 令和4年7月1日現在の担っている役割を記載。 ※2 R8年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													
地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能	<p>こども病院は千葉県保健医療計画において、千葉県全域や複数の2次医療圏域を対象とする医療提供の役割を担っています。引き続き、大学病院や地域の中核病院等と役割分担しながら、2次医療圏域内では対応できない医療の最後の砦としての役割を担うとともに、千葉県全域を対象とした高度専門的見地からの地域医療を支援していきます。</p> <p>こども病院は、千葉県全域対応型小児医療拠点病院として、先天性心臓病や悪性脳腫瘍、消化管閉鎖症などに対する総合的な外科手術のほか、小児骨髄移植や臍帯血移植、小児慢性透析など、各種の指定難病及び小児慢性特定疾患への診療等を実施し、一般病院では対応困難な高度専門小児医療を提供しています。</p> <p>県内には、新生児や手術を必要とする小児患者に対応できる医療施設が少ないこともあり、千葉県全域から多数の小児患者を受け入れています。</p> <p>また、地域医療支援病院として、地域医療機関との機能分担や連携の推進、院内の「こども・家族支援センター」による療養生活の支援や相談など、受診前から退院後までを含めた多角的な支援を実施します。併せて、小児専門医療機関として、医療福祉相談員による小児在宅医療支援などの様々な取組を行っています。</p> <p>将来の千葉県の小児医療を担う人材の育成についても、千葉大学をはじめとする大学の医学部・看護学部・薬学部・看護学校等の学生教育に引き続き協力していきます。</p> <p>今後のこども病院のあるべき姿については、小児医療を取り巻く環境変化を踏まえ、関係者等と意見交換を行うなど検討の必要があります。</p>												
地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	<p>医療・介護需要が最大化する2025年を見据えて、厚生労働省は、高齢者が住み慣れた地域で、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指しています。</p> <p>地域包括ケアシステムは、その構築主体である自治体を中心となって、地域における共通の目標を設定し、住まい・医療・介護・予防・生活支援を担う関係者間で共有し、その達成に向けた活動を継続的に改善していく取組(地域マネジメント)を通じて構築されるものです。医療機関においては、地域包括ケアシステムの確立に向けて、①病床機能の明確化、②後方機関への転院や在宅復帰に向けたシームレスな連携促進が求められています。</p>												
機能分化・連携強化の取組	<p>こども病院は、県内でも対応できる医療施設が少ない、新生児及び手術を必要とする小児患者への対応を行う病院であり、全県対応型小児医療連携拠点病院(小児中核病院)として県全体の3次救急医療を担うとともに、2次救急医療体制を補完・バックアップする機能を担っています。</p> <p>また、小児に対する高度専門医療を提供する病院として、小児医療の人材育成のための研修医等の受け入れや、小児医学向上のための研究・調査を実施しています。</p> <p>地域医療支援病院として、引き続き地域医療機関との機能分担と連携を進めるなど、小児医療連携体制の構築・拡充を図るとともに、安全な小児医療の提供と県内小児医療水準の向上を支援していきます。</p>												
医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標	別紙のとおり												
住民理解のための取組	<p>県立病院は、県民及び地域住民への良質な医療サービスの提供のために、医療の安全・安心を最優先としたインフォームド・コンセントの徹底、医療従事者の育成など、医療水準の向上と患者サービスの一層の充実を図ります。</p> <p>また、地域住民を対象とした公開講座やホームページ等を活用し、県立病院の役割及び医療情報の地域住民への啓発と、医療安全に係る積極的な情報公開に努めます。</p>												

○協議・合意済の「具体的対応方針」に変更がある場合は、別添様式2にも記載ください。

○記載欄が不足する場合は、記載欄を拡大するか、必要に応じて別紙資料(任意)を添付ください。

【こども病院】(改革プラン改定案の p. 161 より抜粋)

iii 医療機能等指標に係る数値目標

テーマ	医療機能指標・具体的な取組			R2	R3	R4	R5	R6
	中項目	小項目	単位	実績	目標	目標	目標	目標
果たすべき役割を踏まえた機能強化	1 全県対応型小児医療施設としての役割	1 新生児手術件数	件	43	52	50	50	51
		2 手術件数(6歳未満)	件	737	1,179	1,128	1,139	1,149
		3 総手術件数	件	1,528	2,164	2,070	2,089	2,109
		4 救急車受入数	件	892	1,000	1,000	1,000	1,000
	2 クリティカルパスの推進	5 クリティカルパス種類数	種	170	160	160	160	160
		6 クリティカルパス適用数	件	1,359	1,844	1,764	1,781	1,798
	3 治験や受託研究の推進	7 年間治験実施件数	件	12	12	12	12	12
		8 年間受託研究実施件数	件	32	35	35	35	35
地域との連携強化	4 地域医療機関との連携強化	9 地域医療機関への訪問回数	件	1	3	3	3	3
		5 地域住民・医療機関を対象とする講演会開催の推進	件	1	4	4	4	4
	6 在宅復帰に向けたサポート	11 在宅療養看護相談件数	件	6,055	7,000	7,000	7,000	7,000
		12 退院前・退院後訪問の実施	件	3	7	7	7	7
医療従事者の確保・育成	7 看護師の確保・定着・育成	13 看護学生実習受入数	人	118	250	250	250	250
		14 離職率	%	5.5	6.5	6.5	6.5	6.5
		15 専門・認定看護師有資格者	人	16	20	20	20	20
	8 臨床研修医の確保	16 後期・専門研修医の人数	人	13	13	13	13	13
医療安全管理の徹底	9 安全管理の徹底	17 IA総報告件数	件	1,665	1,439	1,439	1,439	1,439
		18 レベル3b以上発生件数	件	2	0	0	0	0
患者サービスの向上	10 患者満足度の向上	19 患者満足度(入院)	点	—(※)	60	前年度実績+5点	前年度実績+5点	前年度実績+5点
		20 患者満足度(外来)	点	—(※)	60	前年度実績+5点	前年度実績+5点	前年度実績+5点

※令和3年度に調査を刷新したため、比較対象としない。